

# 令和7年度研究生出願案内

京都府立大学

## 1 出願資格

大学（短期大学を含む）を卒業した方又はこれと同等以上の学力があると認められた方

## 2 研究期間

研究期間は6箇月以内（継続しての研究を希望される場合は2年間を限度とします）

## 3 協議

- (1) 研究生として志願する方（以下「志願者」という。）は、大学案内又はホームページ等を参考に教員の研究テーマを調べて、指導を受けたい教員（以下「指導教員」という。）を決定し、研究生希望の旨を手紙又は電子メール等で指導教員に連絡してください。
- (2) 出願前に指導教員と協議をする必要があります。
- (3) 協議に際しては、次に掲げる書類を指導教員に提出し、面接を受けてください。

- ① 協議申請書（所定の様式による。）
- ② 履歴書（所定の様式による。）
- ③ 指導教員希望理由書（所定の様式による。）
- ④ 研究計画書（所定の様式による。）
- ⑤ 大学院進学希望調査書（所定の様式による。）
- ⑥ 出身大学又は最終学校の卒業証明書 ※本学の卒業生は不要です。
- ⑦ 出身大学の成績証明書又は研究業績目録
- ⑧ その他指導教員が必要と認める書類

※ 上記①～⑧の書類は出願の際に改めて原本の提出が必要になります。

※ 必要に応じて、出身大学又は最終学校の指導教員からの推薦書（日本語又は英語）の提出を求める場合があります。

### （協議に関する注意事項）

研究期間満了後引き続き研究生を志願する場合は「継続手続きについて」をご覧ください。

## 4 出願期間

前期出願期間

令和7年3月3日(月) 9:00から3月7日(金) 17:00まで

後期出願期間

令和7年9月1日(月) 9:00から9月5日(金) 17:00まで

## 5 出願手続

(1) 提出書類：

- ① 入学願書（所定の様式による。）
- ② 研究生協議結果書（所定の様式による。）
- ③ 協議時に指導教員へ提出した書類一式・・・項目3 協議の①～⑧の書類
- ④ 勤務先の承諾書類（現職にある方のみ。）
- ⑤ その他大学が必要と認める書類

※ 必要に応じて、志願者と指導教員間の連絡の経過書類（手紙又は電子メール等）の提出を求める場合があります。

### 継続手続きについて

- (1) 研究期間は通算して2年を超えることはできません。
- (2) 研究期間満了後引き続き研究生として入学を希望される場合は、所定の出願期間に改めて出願手続を行う必要があります。  
その継続手続きは下記のとおりです。

(協議)

協議に際しては、次に掲げる書類を指導教員に提出し、面接を受けてください。

- ① 協議申請書（所定の様式による。）
- ② 大学院進学希望調査書（所定の様式による。）

(出願手続)

提出書類：

- ① 入学願書（所定の様式による。）
- ② 研究生協議結果書（所定の様式による。）
- ③ 協議時に指導教員へ提出した書類一式・・・協議の①～②の書類
- ④ 勤務先の承諾書（現職にある方のみ。）
- ⑤ その他大学が必要と認める書類

※ 必要に応じて、志願者と指導教員間の連絡の経過書類（手紙又は電子メール等）の提出を求める場合があります。

## 6 提出先

学生部学務課教務係（TEL：075-703-5118）

受付時間：9：00～12：00，13：00～17：00

※ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。

## 7 選考方法

書類選考による。ただし、必要に応じて試験が行われることがあります。

## 8 入学許可、手続等

- (1) 入学許可は、学部教授会又は研究科教授会の議に基づき、学長が行います。
- (2) 入学を許可された方は、学務課教務係で授業料振込依頼書を受け取り、指定の期限までに最寄りの金融機関で授業料を振り込み、領収書を持参して学務課教務係まで来てください。
- (3) 授業料の納入を確認した上で、入学許可書及び身分証明書（研究生証）を交付します。
- (4) 入学許可日から1箇月以内に授業料を納入し、学務課教務係に同領収書の提示をしない場合は、入学許可を取り消します。

## 9 授業料

178,200円(半期分)
---------------